

歴史紀行

昭和初期ごろ

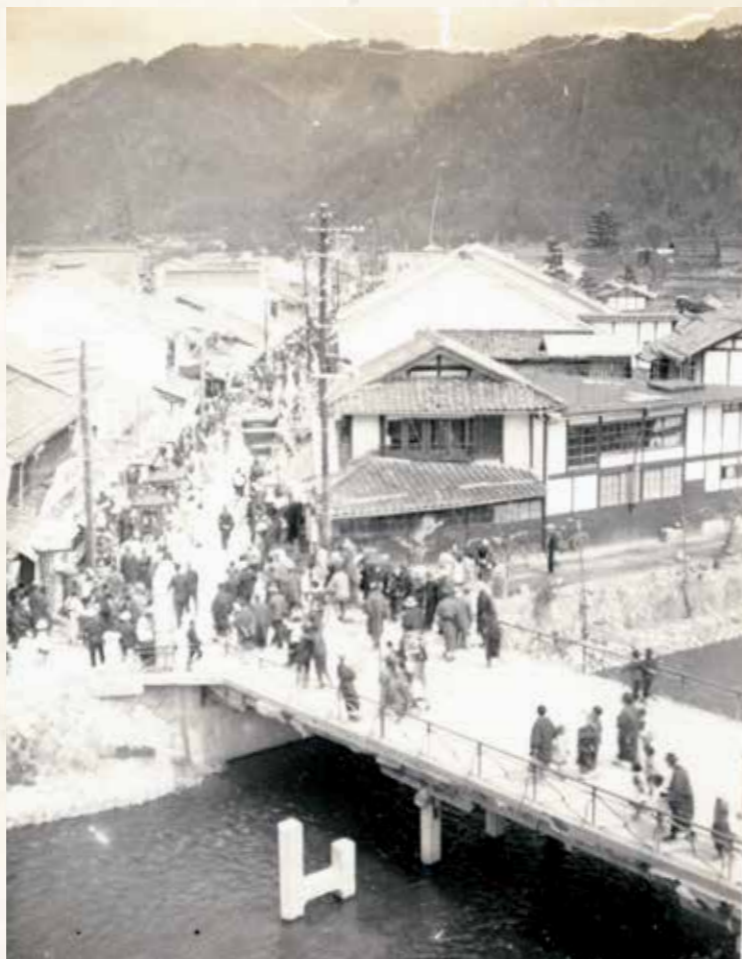
「稲田橋」(吉田町吉田)



安芸高田市歴史民俗博物館
学芸員 古川 恵子

あの日の記憶は 写真の中にⅡ [9]

たくさんの人が稲田橋を渡り商店街に向かっています。渡った先には神輿が2台。どうやら市入祭のようです。
多治比川にかかるこの橋は、今も幅も長さも同じくらいですが、様子が少し違います。『高田郡史』(昭和49年)によると、橋の架け替えは大正5・昭和14・32年。橋脚や欄干などの様子から、恐らく大正5年(1916年)に架け替えられた橋で、和装の人が多いことや周囲の建物からみて昭和初期の写真ではないでしょうか。



現在の稲田橋

稲田橋の歴史は古く、まだ川に橋を架けることが少なかった江戸時代、正徳6年(1716年)の絵図にはすでに描かれており、宿場町吉田の繁栄を表しています。
文政6年(1823年)、吉田で発行された句集『はつみどり』に掲載された、近江八景ならぬ「吉田十二景」。その中には「稲田橋納涼」として橋の欄干にもたれて夕涼みする人の姿が描かれていてなんと風情があります。稲田橋は町の人々にとって欠かせない吉田の風景だったようです。



吉田十二景「稲田橋納涼」(『はつみどり』)個人蔵



施設サービス利用時の食費・居住費負担軽減制度

介護保険施設サービスや短期入所利用時の食費・居住費は利用者の負担ですが、利用者の世帯全員が市
民税非課税の方や生活保護受給者の方等には負担限度額に基づき、負担額が軽減されます。

● 利用者負担額

介護サービス
費用の
1割または2割

+

居住費

+

食費

+

日常生活費
(実費)※

※日常生活費…
散髪代やクリーニング代、嗜好品などにかかる費用

● 食費・居住費の負担限度額

(単位:円/日)

利用者 負担段階	居住費(1日あたり)の負担限度額						食費 (1日あたり) の負担限度額
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室		
			特養	老健・療養型・ 介護医療院	特養	老健・療養型・ 介護医療院	
第1段階	820	490	320	490	0	0	300
第2段階	820	490	420	490	370	370	390
第3段階	1,310	1,310	820	1,310	370	370	650
第4段階 (減額なし)	1,970	1,640	1,150	1,640	840	370	1,380

- 第1段階…生活保護受給者、または世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が非課税で老齢福祉年金を受給している方
- 第2段階…世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が非課税で、合計所得金額と年金収入額(非課税年金含む)の合計が年額80万円以下の方
- 第3段階…世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が非課税で、合計所得金額と年金収入額(非課税年金含む)の合計が年額80万円を超える方
- 第4段階…市民税課税世帯の方(負担限度額の軽減はありません)

負担限度額認定には、上記の要件に加えて預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること、課税状況については、世帯分離をしても配偶者の住民税課税状況、ならびに預貯金等の資産を考慮します。(申請時に配偶者も通帳等写しの提出が必要です)

● 負担限度額の認定申請

負担軽減の認定には、市への申請が必要となります。利用者負担段階の判定は、世帯の住民税の課税状況を照会し参照します。

現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方に対しては、7月までに個別に更新手続きの案内を送付しています。(8月以降軽減を受けるためには、更新の手続きが必要です)

図保険医療課 介護保険係 ☎お太助フォン 42-5618